

## 家庭系プラスチックのリサイクルに関するサウンディング型市場調査実施要領

### 1 目的

- ・昨年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるとともに、環境省の実施する「脱炭素先行地域」に、県内で初めて本市が選定されたところであり、プラスチック類の資源化に取り組み、温室効果ガスの削減や3Rの推進にこれまで以上に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。
- ・本年3月に策定した「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」において、プラスチックの分別収集・再資源化の実施を掲げている。
- ・そこで、家庭から排出されるプラスチック容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物(以下、「プラスチック」という。)のリサイクルに向けた事業手法等を検討するため、民間事業者からご提案を幅広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施する。

### 2 調査対象

- ・分別収集されたプラスチックを再商品化する以下の手法により、中間処理または再商品化する事業を実施もしくは計画している法人や法人のグループ

- (1) 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託
- (2) 主務大臣の認定を受け再商品化計画に基づき再商品化

・ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、再生手続開始の申立てをしている者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または千葉市暴力団排除条例(平成24年10月1日施行)に該当する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

### 3 調査項目

- (1) 中間処理または再商品化が可能なプラスチックの量
- (2) 受入開始時期
- (3) 受入場所
- (4) 受け入れ可能なプラスチック類の基準
- (5) 受入条件(荷姿、搬入条件、搬入方法等)
- (6) 中間処理または再商品化の工程・手法
- (7) 中間処理または再商品化に要する費用(1トンあたり税抜き金額)
- (8) 処理工程における環境負荷軽減の効果

※その他、本事業の趣旨に照らして提案可能な内容についてご提案ください。

#### 4 スケジュール

(1)実施要領の公表	令和5年10月2日(月)
(2)質問の送付期限	令和5年10月11日(水)
(3)質問への回答の公表	令和5年10月13日(金)
(4)調査参加申込期限	令和5年10月27日(金)
(5)提案書の提出期限	令和5年10月27日(金)
(6)調査(ヒアリング)の実施	令和5年10月30日(月)から11月9日(木)
(7)対話結果の公表	令和5年12月中旬頃

#### 5 調査の流れ

##### (1) 質問の受付・回答

本調査に質問がある場合は、以下によりご提出ください。

###### ①提出書類

様式1「質問書」または任意の様式

###### ②提出期間

令和5年10月2日(月)から同年10月11日(水)まで

###### ③提出先

「7 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

###### ④回答

令和5年10月13日(金)に千葉県ホームページにて公表します。

##### (2) 調査の参加申し込み

以下のとおりお申し込みください。

###### ① 申込書類

様式2「サウンディング型市場調査参加申込書」

###### ②提出期間

令和5年10月2日(月)から同年10月27日(金)まで

###### ③提出先

「7 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

###### ④調査実施日時及び場所の連絡

参加申し込みをいただいた法人等のご担当者に連絡し、日程調整をいたします。

##### (3) 提案書の提出

以下のとおりご提出ください。

###### ① 提出書類

様式3「提案書」及び、必要に応じて補足資料を添付してください。

###### ②提出期間

令和5年10月14日(土)から同年10月27日(金)まで

###### ③提出先

「7 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

#### (4) 調査（ヒアリング）の実施

##### ①実施期間

令和5年10月30日(月)から同年11月9日(木)の間を予定

##### ②所要時間

個別に1時間程度

##### ③場所

千葉市役所内会議室またはオンライン活用

## 6 留意事項

### (1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、事業者公募等がされた場合の応募条件や評価の対象とはなりません。また、本調査で頂いた意見や提案の内容、個別の対話における内容について、何ら約束をするものではありません。

### (2) 費用負担

調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 追加調査へのご協力

本調査終了後、必要に応じて追加のヒアリングや文書照会を実施させていただくことがあります。可能な限りご協力をお願いします。

## 7 問い合わせ先

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5418（<sup>かんざき</sup>神崎）、043-245-5236（<sup>まつお</sup>松尾）

E-mail：[plarecycle@city.chiba.lg.jp](mailto:plarecycle@city.chiba.lg.jp)